# 予備費等承諾を求めるの件(四件)

| に関する調書 に関する調書 資金からの 最入組入れ 1111八 |         | 書及ひ名雀名月戸電経費均 | 和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基 | 各省各庁所管使用調書(その2) | 和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び | 各省各庁所管使用調書(その2)                           | 和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び | <del></del>         | 大き 一世 一提 出 一本院に |
|---------------------------------|---------|--------------|----------------------|-----------------|----------------------|---|----------------------|---------------------|-----------------|
|                                 | 五八、四、二七 | 予            | 71111                | 争)              | 1571                 | (子)                                       | # 七、                 | 付 託議 决              | 参議              |
|                                 |         |              |                      |                 |                      | <del>1</del>                              | ī.                   | 議本<br>会<br>決議<br>付委 | 院               |
| 五二0 継                           |         | 新二〇          | ŧ                    | #<br>#          | ŧ                    | #<br>==================================== | *                    | 員<br>託会<br>議委<br>員  | 衆議              |
| <b>続</b>                        |         | <b>移</b>     | <b>F</b>             | 福               | F                    | 福   | Ę.                   | 決会議本決議              | 院               |
| 旨説明聴取                           | 五八、四二七  |              |                      |                 |                      |   |                      | 備考                  |                 |

## 決算その他 (一○件)

| 件                     |                          |
|-----------------------|--------------------------|
| <b>技</b> 出 月 日        | i                        |
| 付委員託会                 | 参                        |
| 負<br>決<br>議<br>本<br>会 | 議院                       |
| 决付<br>新委員会<br>委       | 衆                        |
| 具<br>決会<br>議本<br>会    | 議院                       |
| 備                     |                          |
|                       | 名 提出戶 医复会委员会本会议委员会委员会本会议 |

|                  | 査           | 審   | 続            | 継  | 一美      |                      |      |                        |          | 三         | T'II          | 書昭和五十六年度国有財産無償貸付状況総計算   |
|------------------|-------------|-----|--------------|----|---------|----------------------|------|------------------------|----------|-----------|---------------|---|
|                  | 査           | 審   | 続            | 継  | 一       |                      |      |                        |          | 五八、一二八    | 五八、一、二八       | 算書昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計  |
|                  | 査           | 審   | 続            | 継  | 五二0     |                      |      |                        |          | 五七、コニコス   | 1 1111 <      | 調書(その2)昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総   |
| 取した。 女人 四二七 本会議で | 査           | 審   | 続            | 継  | 五八、五二〇  |                      |      |                        | <u> </u> | 五八、四二七    |               | 五十六年度政府関係機関決算書、昭和六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十六年度特別会計蔵入蔵出決算、昭和五十昭和五十六年度一般会計蔵入蔵出決算、昭和   |
|                  | 査           | 審   | 続            | 継  | 1 = 111 | 五<br>決プ              | 議    | 五<br>決六                | 議        | 一二九       | (第九十六回国会) 「ニカ | 書(昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算)   |
|                  | 査           | 審   | 続            | 継  | 71.11   | 五<br>決 八             | 議    | 五<br>決六                | 議        | 五八、一、二九   | 第九十六回国会)      | 算書(、昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計)   |
|                  | 査           | 審   | 続            | 継  | )       | <u> </u>             | 議    | 五<br>决 二<br><b>决</b> 六 | 議        | 五七、五二     | (第九十六回国会)     | 五十五年度政府関係機関決算書、昭和(五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和(五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和 |
|                  | 决<br>英<br>芸 | 議   | 五<br>決力      | 議  | 11/11<  | <u>英</u><br>決六       | 議    | 五<br>決六                | 議        | 11/11     | (第九十四回国会)     | 書の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個的一個的一個的一個的一個的一個的一個的一個的一個的一個的一個的一個的一個的一           |
|                  | 决<br>英      | 議五八 | 議<br>五八、五、一九 | 議吾 | 五七、一二二八 | <u> </u>             | 議五   | 五<br>决<br>大            | 議長       | 五六二二二二    | (第九十四回国会)     | 算書(昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計)  |
| 備考               | 会院決議        | 議本  | 員 議<br>決会    | 議委 | 付委 員 衆  | 会 <sup>阮</sup><br>決議 | 議本 院 | 員 議<br>決会              | 議委       | 付委 員 参 託会 | 提出月日          | 4   |
|                  |             |     |              |    |         |                      |      |                        | 1        |           |               |   |

昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別 計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書 会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払

九十四回国会 五五、一二、二六 内閣提出

未了

九十五回国会

未了

九十六回国会 五七、 四、三三

本会議報告

継続審査

継続審査

九十八回国会 五八、 五、一八 議決

九十七回国会

#### 委員長報告

び昭和五十五年度決算外二件につきまして、決算委員会に 日国会に提出され、同五十七年五月十四日当委員会に付託 おける審査の経過及び結果について御報告申し上げます。 なり、昭和五十五年度決算は、昭和五十六年十二月二十五 会に提出され、同五十七年四月二十三日当委員会に付託と 昭和五十四年度決算は、昭和五十五年十二月二十六日国 ただいま議題となりました昭和五十四年度決算外二件及

> に付託となりました。 昭和五十七年一月二十九日国会に提出され、同日当委員会 員会に付託となり、昭和五十五年度の国有財産関係二件は は、昭和五十六年一月三十日に国会に提出され、同日当委 となりました。また、昭和五十四年度の国有財産関係二件

たのであります。 に反映させるべきであるとの観点に立って審査を行ってき の実績批判を行い、その結果を内閣による将来の予算策定 法規に基づき厳正かつ効率的に執行されたかどうかについ て審査するとともに、あわせて広く国民的視野からの政策 し、その審査に当たりましては、国会の議決した予算が、 五年度決算外二件を異例の措置として一括審査することと 当委員会では、昭和五十四年度決算外二件及び昭和五十

会議録によって御承知願います。 般について熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は 障、景気対策、経済摩擦、土地・住宅対策など、行財政全 再建、行政改革、外交、防衛の問題を初め、教育、社会保 べるような内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、 この間、審査のための委員会を開くこと十七回、別に述

五月十六日質疑を終了し、討論に入りました。昭和五十

認、第三が内閣に対する八項目の警告であります。和五十四年度決算の是認、第二が昭和五十五年度決算の是四年度決算及び昭和五十五年度決算の議決案は、第一が昭

対論では、日本社会党を代表して和田委員、公明党・国民会議を代表して峯山委員、民社党・国民連合を代表して中山委員より、昭和五十四年度及び昭和五十五年度の決算はいずれも是認できないが、内閣に対する警告年度の決算はいずれも是認できないが、内閣に対する警告年度の決算はいずれも是認できないが、内閣に対する警告年度の決算はいずれも是認できないが、内閣に対する警告を代表して中山委員より、昭和五十四年度及び昭和五十五とともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見がとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見がとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見がとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見がとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見がとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見がといる。

置を講ずべきである。

ます。
を会一致をもって警告すべきものと議決された次第でありべきものと議決され、また内閣に対する警告案についてはいずれも多数をもって是認す利五十五年度決算についてはいずれも多数をもって是認す討論を終わり、採決の結果、昭和五十四年度決算及び昭

内閣に対する警告は次のとおりであります。昭和五十四年度決算及び昭和五十五年度決算にかかわる

(1) 会計検査院の検査機能の充実強化については、これまに当たつては、その目的が十分達せられるよう所要の措定の重要性にかんがみ、今後とも同院の行う検査の実施をの重要性にかんがみ、今後とも同院の充実に関し、当面の変の重要性にかんがみ、今後とも同院の方が、同院の検査の重要性にかんがみ、今後とも同院の行う検査の実現方にで本院において数回にわたり決議を行い、その実現方にである。

努めるべきである。くことのないよう十分注意し、綱紀の厳正な保持に一層くことのないよう十分注意し、綱紀の厳正な保持に一層を受け、ひいては行政そのものに対する国民の不信を招政府は、公務員等がその行動において、この種の疑惑

外部へ搬出し、これが暴力団抗争に使用された事件、あ刑者が散弾銃を密造し、契約企業の作業指導員を介して(3) 近時、福岡刑務所等の行刑施設において、服役中の受

遺憾である。 品などの不正物品搬入事件が発生したことは、まことにるいは刑務所職員または作業指導員によるたばこ、甘味

政府は、行刑施設における規律の維持に努め、いやしくもこの種凶器となりうる製品の密造、不正物品の搬入を未然に防止するとともに、施設職員の職場環境の把握、作業指導員の選定、同施設への出入の際の検査の徹底などを行い、この種事態の根絶に万全を期すべきである。どを行い、この種事態の根絶に万全を期すべきである。以合工作及び裏口入学のあつせんをするなどと称して、即常工作及び裏口入学のあつせんをするなどと称して、時期で為を行い逮捕、起訴されるという不祥事件が発生し、同庁職員の採用時の前歴調査及び日常の公私の行動の把握等、管理監督の徹底に努め、この種事態の根絶を期すべきである。

た後もなお適切な措置をとらず、加えて同職員が無断で占有使用がなされていたのに、その事実の一部が判明しの一部が部外者へ不正に売却され、所有権の移転登記、5 国立琉球大学において、同大学職員により、大学用地

国有財産の厳正な管理並びに適切な人事管理に一層努めな措置をとらず、国有財産保全等の事後処理に万全を期するとともに、このような不祥事態の再発を防止するため、るとともに、当該国有財産保全等の事後処理に万全を期するとともに、国有財産の管理並びに人事管理に著し長期欠勤していたにもかかわらず、これに対しても適切

るべきである。

(6) 日本私学振興財団が、私立学校振興助成法に基づき、経常費補助金を支付している私立大学等の一部について、毎年のように会計検査院から不当事項の指摘を受けていな補助金の返還を求められるような事態が発生したことは補助金の返還を求められるような事態が発生したことは補助金の返還を求められるような事態が発生したことは遺憾である。

重しつつ、有効な方途の確立に努めるべきである。の種事態の発生を防止するため、私立学校の自主性を尊当該責任者については、強く反省を求めるとともに、こ政府は、このような前例をみない悪質な学校法人及び

(7) 厚生省所管の国庫補助事業のうち、地方公共団体が事

事例があつたことは遺憾である。 され、割高な価格で契約が行われた結果、国損を生じた の適正な履行が可能と思われる入札者が失格として排除 の最低制限価格を設定したため、より低廉な価格で契約 おいて、入札に当たり、予定価格に対して、著しく高率 業主体となつて実施している簡易水道施設整備事業等に

が増加し、滞納総額も累増していることは遺憾である。 貸用特定分譲住宅制度については、割賦金の償還に関し、 これを厳正に励行するよう指導監督に努めるべきである。 迅速・的確に対処するための基準等を整備するとともに、 の措置が緩慢であつたことなどを原因として、滞納事案 事前の審査が必ずしも十分でなかつたこと、滞納発生後 又は法人にかわつて、住宅などを建設し譲渡する民営賃 つては、適正な価格設定を行うよう指導すべきである。 に、その基準の明確化を図り、同制度を適用するに当た 団体に対し、最低制限価格制度の趣旨を徹底するととも 以上であります。 政府は、同公団が事前の審査を強化し、滞納発生後、 住宅・都市整備公団が、土地の所有権等を有する個人 政府は、当該補助金の効率的使用の観点から、地方公共

> ります。 いずれも多数をもつて、異議がないと議決された次第であ 五年度の国有財産関係二件につきましては、 次に、 昭和五十四年度の国有財産関係二件及び昭和五十 採決の結果、

以上御報告申し上げます。

昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書 昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

九十四回国会 内閣提出

九十五回国会

九十六回国会

九十七回国会

九十八回国会 五八、 Æ, 一八

議決

五六、 一、三〇

未了

未了

継続審査

継続審査

#### 委員長報告

特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資 金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書の委員 昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度

#### 長報告参照

昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年度特別 計算書、昭和五十五年度政府関係機関決算書 会計歳入歳出決算、昭和五十五年度国税収納金整理資金受払

九十六回国会 五六、一二、二五 内閣提出

Ŧ, 一四 本会議報告

継続審査

継続審査

九十七回国会

九十八回国会 五八、 Ħ, 一八

#### 委員長報告

特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資 長報告参照 金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書の委員 昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度

昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書 昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

> 九十六回国会 五七、 一、二九 内閣提出

継続審査

九十七回国会

継続審査

九十八回国会 五八、 五、一八 議決

### 委員長報告

長報告参照 金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書の委員 特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資 昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度